

2020年2月1日

性別・雇用形態に関わらず、すべての社員その能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り安心して働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年 3月 1日 ～ 2022年 2月 28日 の2年間

2. 内 容

目標1 年次有給休暇の取得推進のため年間7日間を取得義務とする

<対策>

- ※ 2020年 3月～ 取得推進へ向け全社員を対象として説明会および周知
- ※ 2021年 4月～ 有給休暇の連続取得に関する制度の検討

目標2 所定労働時間の削減のため、前年比20%の残業時間の削減を目指す

<対策>

- ※ 2020年 3月～ 残業状況を把握する
- ※ 2020年 6月～ 週1回のノー残業デー設定および実施

目標3 社員の介護状況を把握し、介護による離職を防ぐ

<対策>

- ※ 2020年 3月～ 取得推進へ向け全社員を対象として説明会および周知

目標4 非正社員からの転換を促進する

<対策>

- ※ 2020年 4月～ 相談しやすい土壌づくりの提供
- ※ 2020年 7月～ 転換手続きの決定や働きやすい環境整備

以 上